

自転車の 安全利用の促進

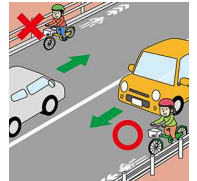
ルールを守って
安全運転をしよう。



★ 自転車安全利用五則が新しくなりました。

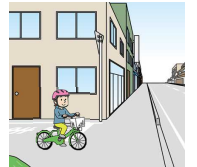
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道は左側を通行することが基本です。
右側通行は、危険ですので、左側通行をしましょう。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車関連事故の約7割が交差点で発生しています。
また、法令違反では動静不注視・交差点安全進行・安全不確認の3違反が半数を占めています。(H30~R4)



3 夜間はライトを点灯

無灯火の自転車は自動車・歩行者からとても見えにくい存在です。
薄暗くなったライトをつけましょう。



4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は重大事故につながります。
自転車の飲酒運転も車と同じく罰せられます。



5 ヘルメットを着用

自転車事故死者の約5割が頭部に致命傷を負っています。(H30~R4)
ヘルメットを被って命を守りましょう。



★ ヘルメット着用が努力義務化されました。

(令和5年4月1日から)

ヘルメットの被害軽減効果

(ヘルメット着用・非着用の致死率)



ヘルメット非着用の致死率は着用
の場合の約2倍です。

注: 致死率とは、死傷者のうち
死者の占める割合をいう。

おしゃれなデザインのヘルメットが増えています。

自分にあったヘルメットを見つけ

おしゃれに頭部を守りましょう。

通学用タイプ シティタイプ



帽子タイプ

長野県警察